

国自整第191号の2  
令和6年1月11日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局  
自動車整備課長

令和6年能登半島地震の被災地における災害復旧作業に使用される自動車の特定整備の実施について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第191号  
令和6年1月11日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局  
自動車整備課長

令和6年能登半島地震の被災地における災害復旧作業に使用される自動車の特定整備の実施について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地においては、災害復旧作業に使用されている自動車（以下「災害復旧作業自動車」といいます。）が故障した場合においても、道路が寸断される等により当該自動車を道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条の認証を受けた工場（以下「認証工場」といいます。）への移動又は輸送が困難であるおそれがあります。

本件について検討した結果、自動車整備事業者に対して下記のとおり指導することとしましたので、通知します。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添えます。

#### 記

- 被災地で使用されている災害復旧作業自動車（例：建設車両・除雪車両等）が故障し、当該自動車を認証工場へ移動又は輸送させることが困難である場合には、自動車特定整備事業者は、緊急避難的措置として、整備主任者の統括管理のもと、認証工場以外の場所で作業の安全を十分に確保した上で、当該故障の修理に必要となる特定整備を行って差し支えない。その際には特定整備記録簿を交付すること。
1. の取り扱いを行った自動車が当該災害復旧作業の用に供することが終了した後、再度運行の用に供する場合には、当該作業を行った認証工場において当該修理箇所の新点検整備を行うこと。また、1. で交付した特定整備記録簿の余白部分に当該新点検整備した日付を追記すること。